

災害記念碑拓本採取業務に係る入札の実施について

和歌山県立博物館施設活性化事業実行委員会

標記の件について、入札を行います。

参加される方は、下記により見積書の提出をお願いします。

記

業 務 名 災害記念碑拓本採取業務

業 務 内 容 別紙仕様書のとおり

見積書〆切日時 令和2年8月12日（水）17時00分

見積書提出場所 和歌山県立博物館総務課（〒640-8137 和歌山市吹上1-4-14）

見積書提出方法 郵送あるいは持参

見積書宛名 和歌山県立博物館施設活性化事業実行委員会 委員長 伊東史朗

問い合わせ 和歌山県立博物館 副主査 池田

電話 073-436-8670

FAX 073-436-6643

仕 様 書

和歌山県立博物館施設活性化事業実行委員会

1. 業務名 災害記念碑拓本採取業務

2. 業務の概要

令和2年度文化芸術振興費補助金「地域と共働した博物館創造活動事業（事業名称：地域と共働して文化遺産の活用を担う博物館連携事業、構成事業名称：地域に眠る「災害の記憶」と文化遺産を発掘・共有・継承する事業）」において、和歌山県内に残る災害記念碑について、記録作成のための拓本採取を行う業務である。

3. 採取資料および採取場所

採取の対象となる資料（石造）は次のとおりある。

深専寺大地震津波心得之碑（有田郡湯浅町湯浅 785） 1基
高 180cm、幅 62cm、奥行 38.7cm 3面

4. 採取時期

契約締結日から令和2年11月30日（月）までの間で1日程度
和歌山県立博物館の職員と協議のうえ、決定する。

5. 業務の内容

- (1) 拓本は湿拓とする。使用する用紙は画仙紙のうち、二層紙以上の厚目の紙を用いることとする。拓本採取前に可能な範囲で苔や泥を除去し、適切な状態で実施する。苔等を除去するにあたっては、材質の状態を十分に観察し、表面劣化を起こしている場合はそれ以上の劣化につながらないように十分に注意して作業にあたらねばならない。劣化が著しいなど資料が拓本に適さないと判断した場合は、速やかに和歌山県立博物館の職員へ連絡し、作業の手法について協議をし、その指示にしたがって適切な対応をすること。
- (2) 拓本の採取後は適切な状態で持ち帰り、破れ箇所の修復や折れ・皸を伸ばすなどの措置を行うこと。
- (3) 拓本は乾燥後、適切な措置を行ったうえで折り畳み、封筒に入れて保管する。保管用の封筒は、角形1号程度の大きさのものとし、封筒の表面には1/5程度に縮小した拓本のコピーを貼り付けて内容物を明らかにし、資料名や所在地を記載するものとする。封筒は1点ずつ作成すること。

6. 納品

本業務終了後に、受託者が委託者（和歌山県立博物館施設活性化事業実行委員会）に納品しなければならない。

納期 令和2年11月30日（月）
納品場所 和歌山県立博物館

7. その他

- (1) 文化財保護法に基づき、文化財の保護を目的とするものであることを十分認識し、諸法令を遵守し、和歌山県立博物館の職員の指示に従い作業を行うこと。
- (2) 業務遂行にあたり、許可申請等の法的手続きが必要な場合は、受託者が責任をもって行う。現地作業の具体的な日時等の連絡と調整は、受託者が適宜行うこと。管理者への許諾については委託者(和歌山県立博物館施設活性化事業実行委員会)が行う。
- (3) 受託者は、業務終了後速やかにその旨を報告し、和歌山県立博物館の職員の検査を受けなければならない。受託者は検査によって指摘があった事項については、速やかに是正するなどの措置をとること。
- (4) 作業によって生じた拓本資料一切の帰属および著作権は委託者(和歌山県立博物館施設活性化事業実行委員会)にあり、事業遂行中においても同様であるものとする。
- (5) 受託者と協議のうえ、採取場所を変更する場合がある。
- (6) 上記の定める以外の事項については、和歌山県立博物館の職員と協議のうえ、決定するものとする。